

東京都市計画地区計画 武蔵関駅周辺地区地区計画 総括図 原案
〔練馬区決定〕

※この図面では、用途地域、特別用途地区、高度地区、防火・準防火地域、
新たな防火規制区域、風致地区、都市計画道路（——）を表しています。



用途地域図の記号

用途地域

用途地域（特別用途地区）

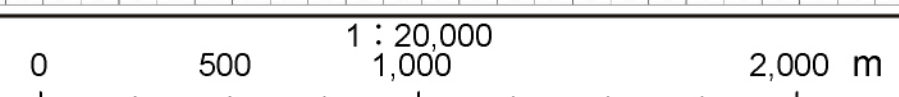
高度地区

防火地域等の指定

新たな防火規制区域

風致地区

決定箇所
関町北一丁目、関町北二丁目
関町北四丁目、関町東一丁目
関町東二丁目、石神井七丁目
上石神井四丁目 各地内



- 注意事項
- 本図は、用途地域、特別用途地区（＝特別工業地区）、高度地区、防火・準防火地域、新たな防火規制区域、風致地区および都市計画道路の概略を示したものです。詳細については、以下の窓口へ問い合わせてください。
(1)練馬区都市計画課都市計画課（本庁舎16階）
(2)東京都市整備局都市づくり政策部都市計画課都市計画相談担当（都庁第二本庁舎12階）
 - 上記以外の主な都市計画については、別図「練馬区都市計画図2（都市施設等）」をご覧ください。
 - 用途地域等の境界は、原則として道路・鉄道・河川等の中心線です。路幅の指定（部状に道路幅に指定されているもの）では、基本的には道路と敷地の境界線から20mまたは30mです（30mのものは「≒30m」の表示があります）。
 - 赤の線は用途地域等の境界です。赤の太線内は、防火地域です。
 - 詳細な情報は、練馬区ホームページをご覧ください。
「地図情報おまかせ」で検索し、テーマ「都市計画情報」をご確認ください。